

監 査 報 告 書

平成21年5月19日

学校法人 日本橋女学館

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

監 事 中 田 多嘉子

監 事 築 地 照 吉

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人日本橋女学館の平成20年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行った結果、学校法人の業務及び財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以 上